

とかち大平原交流センター管理業務年度協定書（案）

帯広市（以下「甲」という。）と、××××（以下「乙」という。）とは、とかち大平原交流センターの管理に関わる業務（以下「管理業務」という。）の実施について締結したとかち大平原交流センター管理業務基本協定書第6条第2項の規定に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定書」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定の期間は、令和 年4月1日から令和 年3月31日までとする。

（業務の内容及び収支計画）

第2条 この年度の業務内容及び収支計画は、事業計画書及び収支計画書に定めるとおりであることを確認する。

（指定管理料の支払）

第3条 令和○年度の指定管理料は、〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）とする。うち物価・賃金スライド制度による指定管理料のスライド額は、〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）とする。

2 甲は、乙に指定管理料を前金払で毎月支払うものとし、その支払期限及び支払金額は次のとおりとする。

期別	支払期限	支払金額 ※()は支払金額のうち消費税及び地方消費税の額
第1期	令和 年 月 日	円 (円)
第2期	令和 年 月 日	円 (円)
第3期	令和 年 月 日	円 (円)
第4期	令和 年 月 日	円 (円)
第5期	令和 年 月 日	円 (円)
第6期	令和 年 月 日	円 (円)
第7期	令和 年 月 日	円 (円)
第8期	令和 年 月 日	円 (円)
第9期	令和 年 月 日	円 (円)
第10期	令和 年 月 日	円 (円)
第11期	令和 年 月 日	円 (円)
第12期	令和 年 月 日	円 (円)

3 乙は、甲に対して支払期限の10日前までに、指定管理料の請求をしなければならない。

4 甲は、前項の適法な請求があったときは、第2項に掲げる期限までに指定管理料を乙に支払うものとする。

5 甲は、前項の期間内に第2項で定める支払金額を支払わないときは、乙に対し、支払期限の翌日から支払をした日までの日数に応じ、支払金額に協定締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合を乗じて計算した金額を遅延利息として支払うものとする。

（協定に定めのない事項）

第4条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和 年 月 日

(甲) 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 上 野 庸 介

(乙) 所在地
法人名 又は 団体名
代表者 氏名